神戸小いじめ防止基本方針

富士市立神戸小学校

目次

Ⅰ　いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

１　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　基本的認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅱ　いじめ問題に関する取組

１　学校における組織的な対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１）いじめ問題に取り組む体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）年間を見通した指導計画の整備について・・・・・・・・・・・・・・２
（３）いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ・・・・・・・・・・・・３
（４）いじめ防止等のための年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（４）重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（５）教育委員会や関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２　未然防止
（１）未然防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）保護者や地域への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（３）神戸版ＳＥＬ年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

３　早期発見
（１）「いじめは見えにくい」の視点に立って・・・・・・・・・・・・・・ 10
（２）早期発見のための手立て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（３）相談しやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

４　早期対応
（１）いじめ対応（当日）の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・11
（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応・・・・・・・・・・・・・・12
（３）いじめが起きた場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

５　ネット上のいじめへの対応
（１）ネット上のいじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（２）未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（３）早期発見・早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

６　いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

７　相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

Ⅰ　いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

１　いじめの定義

「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（平成 25 年９月 28 日施行　いじめ防止対策推進法　第２条　第１項）

２　基本的認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そのため、日頃から「いじめはどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識をもち、全ての教職員が未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

特に、本校のような小規模校においては、狭い範囲での人間関係により、集団の中での序列化や固定観念が生まれ易く、相手に対する配慮のない言動により人間関係が崩れ、その結果としていじめと認知せざるを得ない事態が起こりやすくなります。

そこで、いじめを発見した際には、校長のリーダーシップの下、「いじめを絶対に許さない」という強い意志で、計画的・組織的にいじめ問題に取り組んでいきます。

さらに、学校としていじめの早期対応において、いじめられている児童を徹底して守るとともに、いじめている児童や周りの児童に対し「いじめは絶対に許されない」という観点からの指導を行います。

すでに、文部科学省から「いじめ問題に関する取組事例集」（平成 26 年 11 月）や生徒指導提要改訂版（令和４年 12 月）が出され、富士市においては、各学校においてそれを踏まえた基本方針を作成しています。これからの生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していきます。

学校においては、全ての児童が尊重されるべき価値ある存在であることを保持し、いじめに苦しむ子どもをなくすために、今後さらに取組を強化していきたいと思います。

Ⅱ　いじめ問題に関する取組

１　学校における組織的な対応について

（１）いじめ問題に取り組む体制の整備　資料１

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組み対応します。

①学校いじめ対策組織の設置について

・学校いじめ対策組織は、いじめの相談・通報窓口です。学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようにします。また複数の目で状況の見立てを行うことで、より適切な対処ができるようにします。

学校いじめ対策組織…学校が組織的にいじめの問題に取り組むための中核的役割	
構成員	校長、教頭、生徒指導担当教諭を中心に、教務主任、各学年主任、養護教諭、学級担任、指導に関わる教職員等
必要に応じて参加	必要に応じて指導主事、生徒指導アドバイザー、スクールカウンセラー（ＳＣ)、スクールソーシャルワーカー（ＳＳW)、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表の第三者的立場の方
内容	会議は年間計画に基づいて、職員会議の中で月１回程度開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討します。以下のような事態が発生した場合には、会議を開くなど、すぐに対応します。 ア いじめの情報、いじめの疑い・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき イ 児童又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき →いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」に沿って適切に対応します

（２）年間を見通した指導計画の整備について　資料２

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組みます。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付けます。

いじめ対策委員会：月１回程度、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討します。

職 員 会 議：年度初めに、学校いじめ防止基本方針を確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図ります。月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する 情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図ります。

あのね相談：随時実施することを原則としていますが、６月、10 月、２月の年３回は必ず実施します。

あのね相談アンケート：計画に基づいて年３回は必ず実施します。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施します。

ｉ－ｃｈｅｃｋ：小学５年生で年２回実施します。

（3）いじめの情報を得た場合の組織対応の流れ　資料1

いじめ対応フロー図

発見

いじめの疑い・通報・発見

◆いじめの現場を発見
◆日常の観察（「サイン」や「変化」）
◆本人や保護者からの訴え
◆児童・生徒・保護者などからの情報　等

24時間以内に対応

情報収集（聞き取り）・安全の確保

必ず複数の職員で対応

■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容
・いつ　・どこで　・誰が
・何を　・どのように

【聞き取りの際の注意事項】
①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

報告・共有・組織対応

最優先

抱え込まず、即報告

◎学年主任
◎生徒指導主任
◎校長・教頭・教務主任　等

学校いじめ対策組織

3日以内に開催

いじめの疑いの段階で開催（組織で判断）

◆事実確認
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解

助言

【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤー　など

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
（担任・学年主任・教育相談・養護教諭等）

■ 初期の組織対応
（1）情報の整理・共有
・いじめの態様
・聴き取り状況　等
（2）対応方針の決定
・心のケア
・関係者の指導・支援
・保護者との協働

■ メンバー
校長・教頭・教務主任
生徒指導主任
学年主任・担任
授業等関係する教職員
養護教諭
教育相談担当　など

保　護　者
教　育　委　員　会
警　察
医　療　機　関

いじめが解消された状態とは？
(1)いじめの行為が止んでいること（少なくとも３か月間）
(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめの未然防止に向けた取組

＜いじめ防止等のための年間計画＞　資料２

時期	活動内容	対象		
		児童生徒	教職員	保護者等
４月	いじめ対策委員会①		○	
	入学式・始業式（学校いじめ防止基本方針についての説明）	○		○
	教育相談（希望者）			○
	校内研修①（いじめ防止基本方針について）	○	○	
５月	いじめ対策委員会②（あのね相談アンケート実施における留意点等）	○		
	学校運営協議会①			○
	民生児童委員との懇談会①			○
６月	あのね相談アンケート実施①	○		
	あのね相談実施①	○		
７月	情報モラル授業①（児童）	○		
	いじめ対策委員会③（夏休みに向けての留意事項等）		○	
	i-check 実施①（５年生対象）	○		
８月	学校運営協議会②			○
	いじめ対策委員会④（夏休み明けの留意事項等）		○	
９月	保護者面談（全員）			○
	いじめ対策委員会⑤（あのね相談アンケート実施における留意点等）		○	
	校内研修②（学校評価アンケートを基にした取組の確認）		○	
10 月	あのね相談アンケート実施②	○		
	あのね相談実施②	○		
	学校運営協議会③			○
11 月	情報モラル授業②（親子 SNS 講座）	○		○
	i-check 実施②（５年生対象）	○		
12 月	いじめ対策委員会⑥（冬休みに向けての留意事項等）		○	
	学校運営協議会④			○
１月	いじめ対策委員会⑦（あのね相談アンケート実施における留意点等）		○	
２月	あのね相談アンケート実施③	○		
	あのね相談実施③	○		
	学校運営協議会⑤			○
	民生児童委員との懇談会②			○
	校内研修③（学校評価アンケートを基にした取組の確認）		○	
３月	いじめ対策委員会⑧（学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案）		○	

（4） 重大事態への対応 資料３

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告します。

① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには重大事態と判断し、調査・報告に当たります。

ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第１項第１号）

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第１項第２号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。また、被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要があります。

②重大事態の取り扱いについて

・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識します。

③ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年３月 16 日）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年３月：文部科学省初等中等教育局）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（最終改訂令和６年８月：文部科学省）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

＜重大事態対応の流れ＞　　資料３

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合
イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合
エ　児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

↓

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合	教育委員会が調査主体の場合
・学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＳＷ、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。 ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。	・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。 ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

↓

いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告　　学校が調査主体の場合、学校が行う　／　教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

↓

調査対象者及びその保護者への説明・報告

↓

市長及び教育委員への説明・報告等　――――　教育委員会が行う

↓

調査結果を踏まえた必要な措置　――――　学校と教育委員会が連携して行う

（5）教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向け連携を図って対応していきます。

①教育委員会との連携について

- 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても毎月提出する。「児童の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告します。
- 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告します。

ア 重大事態（ 教育委員会への報告 ）
イ 暴力を伴うなど被害が大きないじめ
ウ 対象児童にとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告します。

2 未然防止

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要です。そのために、児童の居場所をつくるとともに、学校教育活動全体を通じて、児童がいじめに向かわない態度や能力を育んでいきます。

（1）未然防止に向けた取組

① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- 児童が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行っていきます。
- 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行います。
- 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定します。

② 児童が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動 次のような取組を年間計画の中に位置付けます。

- 児童自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組。
- 縦割り活動などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組。

③ 児童の居場所づくり

- 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年団会議等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で行い、共通理解が図れるようにします。
 （必要な場合は、学校内の全ての教職員）
- 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝えることが大切です。また、学校や学年のルールを、児童が納得した上でつくっていくことが重要だと考えます。
- 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていきます。

・ 「i－check」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていきます。
・ 「静岡県版 SEL」「人間関係づくりプログラム」「人権教室」「SC との授業」「情報モラル」等を組み合わせた「神戸版 SEL」を年間計画に基づいて実施し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育んでいきます。資料４
・ 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育んでいきます。
・ 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解していきます。
・ 特に配慮が必要な児童には、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行っていきます。その際、周囲の児童に対する必要な指導を行っていきます。
・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組みます。
・ 学校評価では、「学校が楽しい」（目標数値 95%以上）「みんなで何かをするのは楽しい」（目標数値 98%以上）「自分の考えをもち伝える」（目標数値 88%以上）「授業がよくわかる」（目標数値 93%以上）等の質問項目を盛り込み、児童の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。
・ 富士市子どもの権利条例で、「生命・生存・発達の権利」「意見表明権」「子どもの最善の利益」「差別の禁止」が約束されていることを児童に周知していきます。

④ 児童を見守る教職員集団づくり

・ 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠です。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努めます。
・ 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、ＳＳＷやＳＣを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っていきます。

（２）保護者や地域への働きかけ

・ ＰＴＡ総務会や学校運営協議会、学級懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設けます。
・ 学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行います。（例：リーフレットの配付、相談できるところのお知らせ）
・ 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、児童が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行っていきます。（例：地域行事等の子どもの活躍の紹介）

（３）神戸版 SEL　年間計画

資料４

内容	自己理解・他者理解	ここちよい人間関係	セルフマネジメント	情報モラル
教材	（人）人間関係づくりプログラム	（S）静岡県版ＳＥＬ	（カ）カウンセラーと授業	人権教室

	１年	２年	３年	４年	５年	６年
４月	クラスのメンバーを知ろう	あいさつゲーム	友達ってあったかいな	友達の好みを知ろう	自分のことを知ってもらおう	似ているところを見付けよう
	（人）p. 12, 13	（人）p. 20, 21	（人）p30, 31	（人）p38, 39	（人）p48, 49	（人）p56, 57
５月	みんなのなまえおぼえたよ	なかまのさそい方	○○さんからのメッセージ	自分の強みを増やそう	仲間のことをもっと知ろう	このときどんな気持ち？
	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）
６月	イライラの気持ちと向き合おう	イライラの気持ちと向き合おう	イライラの気持ちと向き合おう	自分を大切にしよう	自分を大切にしよう	自分を大切にしよう
	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）
７月	自分と相手とのちがい	自分と相手とのちがい	自分と相手とのちがい	自分と相手とのちがい	自分と相手とのちがい	自分と相手とのちがい
	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク
８月						
９月	よいところをみつけよう	いろいろな気持ち	やさしいたのみ方	上手なことわり方	どんな言葉かけがいいかな	私に合ったリラクゼーション
	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）
10月	いじめ問題	いじめ問題	いじめ問題	いじめ問題	いじめ問題	いじめ問題
	（人権教室）	（人権教室）	（人権教室）	（人権教室）	（人権教室）	（人権教室）
11月	仲間の入り方	色々な気持ちと向き合おう	私の気持ちを伝えよう	ちょっと落ち着こう	私のリラクゼーション法	トラブルをどうしたらよいだろう
	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）	（S推奨）
12月	使いすぎてないかな	使いすぎてないかな	使いすぎてないかな	使いすぎてないかな	使いすぎてないかな	使いすぎてないかな
	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク	（情）GIGA ワーク
１月	ここの中にはどんなオニ	ここの中にはどんなオニ	ここの中にはどんなオニ	こんなときどう考える？	こんなときどう考える？	こんなときどう考える？
	（S選択）	（S選択）	（S選択）	（S選択）	（S選択）	（S選択）
２月	あたたかいことばかけをしよう	あたたかいことばかけをしよう	相手はどんな気持ち？	相手はどんな気持ち？	トラブルにならないあやまり方	トラブルにならないあやまり
	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）	（S選択）（カ）
３月	自分の体を大切に	自分の体を大切に	自分の体を大切に	心と体の安全	心と体の安全	心と体の安全
	（S選択）	（S選択）	（S選択）	（S選択）	（S選択）	（S選択）

３ 早期発見

（１）「いじめは見えにくい」の視点に立って

・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われています。
・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われています。
・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがあります。
・いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はだめな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。
・ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できません。家庭で普段とは違う表れ（メール等の着信があっても出ようとしない、スマホに依存していつもと言動が異なる等）があれば注意して見ていただくことを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は学校へ連絡することをお願いします。
・以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するようにしていきます。

（２）早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していきます。

① 日々の観察

・ 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心がけます。

②保護者との連絡

・ 連絡帳や電話等のやりとりを通して、担任と児童・保護者と迅速な情報の共有を行っていきます。
・ 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心がけます。

③あのね相談

・ 児童を対象にした教育相談（あのね相談）を６月と 10 月、２月の年３回以上実施します。

④ アンケート

・ 児童へのいじめに関するアンケートを計画的に年３回以上実施し、現状把握に努めます。
・ いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行うこともあります。

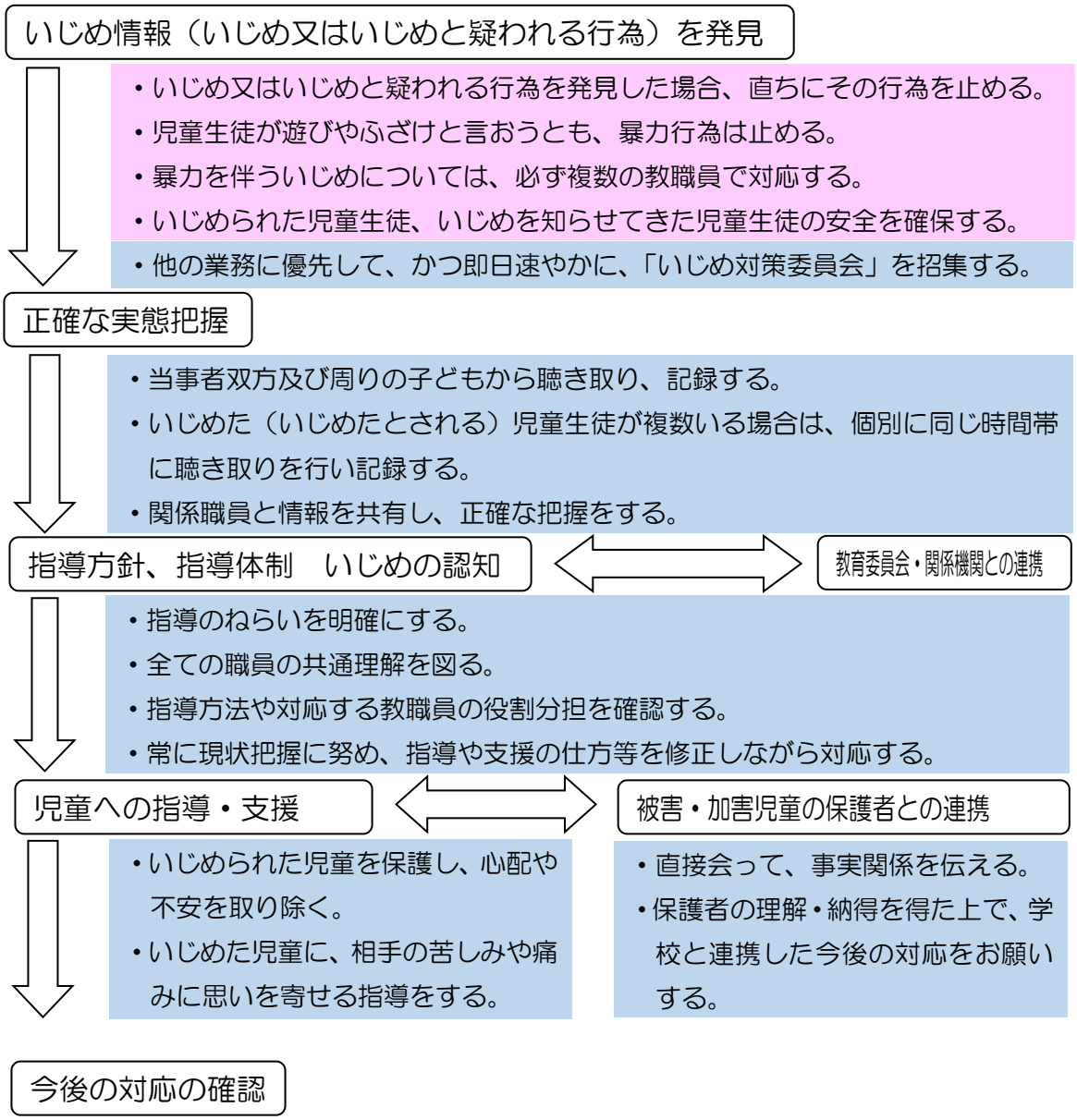
（３）相談しやすい環境づくり

・ 日常の生活の中で教職員が声かけを行うなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。
・ 職員室前にいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」）を置くなど、児童が気軽に相談窓口を知ることができるようにしておきます。
・ ほっとデジタル相談ふじ（タブレット）で、いつでも気軽に相談できることを伝えます。

4　早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていきます。

（1）いじめ対応（当日）の基本的な流れ



（２） いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行います。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行います。

・状況に応じて、いじめられている児童やいじめの情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

・いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。

・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報（５Ｗ１Ｈ）
◇誰が誰をいじめているのか？〈対象者と関係者の確認〉
◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

（３） いじめが起きた場合の対応

①いじめられた児童と保護者への支援

＜児童への支援＞

ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。

イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。

ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束します。

エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮します。

オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては保護者に直接引き渡すような対応をします。

＜保護者への支援＞

ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。

イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。

ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。その際、今後の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示します。

エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。

オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。

カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

②いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応

＜児童への指導・支援＞

ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の児童生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行います。

イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていきます。

ウ 児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。

エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をします。

オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行います。場合によってはケース会議を開催し、支援方法等を検討します。

＜保護者への対応＞

ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会ったり場合によっては電話をかけたりして事実関係を伝えます。

イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。（いじめた児童への謝罪、解消に向けての具体的な取組等）

ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。

エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

③周りの子どもたちに対して

ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。

イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解できるようにします。また、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。

ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解できるようにします。

エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解できるようにし、いじめられている児童の気持ちや立場を考えられるようにします。

オ いじめを自分の問題として捉えることができるようにします。

5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていきます。

（1） ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、ＳＮＳ等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※ＳＮＳ・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

トラブルの事例

クラスの仲良し数人でやっているグループトークで、Ａさんは、「○○ちゃんの話ってさー、いっつも面白くない？」と書き込もうとしたところ、書き込みの最後に「？」をつけ忘れて送信し、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などの書き込みがあった。誤解を解こうとしても反応がなかった。Ａさん以外のメンバーは、別グループを作り、Ａさんをグループから外した。

⇒無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられます。

・特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
・その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
・その子以外とグループを作り悪口を言う。
・その子を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになります。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くことが早期発見・早期対応につながります。

（2）未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があります。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していきます。

①学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図ります。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催します。

②保護者会等を通して伝えていきたいこと

＜未然防止の視点から＞

- 「ネット上のいじめ」は他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- フィルタリング設定の必要性。
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」及び「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」に、インターネットの違法、有害情報から子どもたちを守るのは保護者の責任であることが明記されていること。

＜早期発見の観点から＞

・ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

（3）早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者にしっかりと伝えます。

① 事実を把握する

ア 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認します。

イ 児童が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認します。

ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷します。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をします。

エ 被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認します。

② 書き込み削除を迅速に行う

ア 書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらいます。

イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をするよう保護者に伝えます。

ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談するよう保護者に伝えます。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

対象児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

②対象児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、対象児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、対象児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改訂 平成 29 年３月 14 日：文部科学省）

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（最終改訂令和６年８月：文部科学省）

７ 相談窓口

富士市内の主な相談窓口

・神戸小学校

・いじめＳＯＳ（富士市ウェブサイト内）

　ＵＲＬ：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html

・ほっとデジタル相談・ふじ

　ＧＩＧＡタブレットのＬ－Ｇａｔｅ内のリンク

・子どもなんでも相談（家庭児童相談室）

　電話：0545-55-2764

　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

・青少年相談センター

　電話：0545-52-4152

　受付時間：月曜日～金曜日　9：00～16：00（来所相談は要予約）

・富士市教育委員会学校教育課

　電話：0545-55-2869

　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

静岡県および全国の主な相談窓口

・24 時間子供ＳＯＳダイヤル

　電話：0120-0-78310

　受付時間：24 時間・365 日

・教育相談ハロー電話「ともしび」

　電話：055-931-8686

　受付時間：平日（年末年始を除く）　10：00～17：00

・ＬＩＮＥじんけん相談

　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15



・静岡県警少年サポートセンター

　電話：080-1605-0774

　受付時間：平日　8：30～17：15